

## 土壤汚染等対策指針の改正について

### 1 土壤汚染等対策指針について

- 県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第 38 条第 1 項に基づき、知事は、「土壤汚染等対策指針」を定めている（平成 15 年告示、平成 22 年（土壤汚染対策法・条例の改正に伴う調査方法・措置方法等の見直し）、平成 26 年（1,1-ジクロロエチレンの基準の緩和）一部改正）。
- 「土壤汚染等対策指針」は、土壤及び地下水の特定有害物質による汚染の状況等の調査並びに土壤及び地下水の特定有害物質による汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するために講ずべき措置に関する指針であり、調査や措置の方法が定められている。

### 2 土壤汚染等対策指針の改正の内容について

条例の特定有害物質にクロロエチレンを追加するにあたり、土壤汚染等対策指針を改正する。

改正箇所		改正内容
第 2 土壤又は地下水の特定有害物質による汚染状況等の調査 1 (略)	(1) 概況調査の対象となる特定有害物質の「特定有害物質及びその分解生成物」の表	テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン及び 1, 1-ジクロロエチレンの分解生成物として、クロロエチレンを追加する。
2 汚染の状況の調査	(4) 概況調査の方法の「特定有害物質の区分に応じた概況調査の方法」の表	第 1 種特定有害物質として、クロロエチレンを追加する。
別表 1 第二溶出量基準		土壤汚染対策法施行規則にあわせて、クロロエチレンの第二溶出量基準を 0.02 mg/L 以下と規定する。

## 愛知県土壌汚染等対策指針

改正指針(案)	現行指針
<p>第2 土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の状況等の調査</p> <p>1 略</p> <p>2 汚染の状況の調査</p> <p>    条例第39条第1項から第4項まで及び第39条の2第2項の規定により行う調査（以下「概況調査」という。）は、次のとおり行うものとする。なお、概況調査は、指定調査機関に委託して行うことが望ましい。</p> <p>    また、自主調査を行おうとする者は、特別の定めがある場合のほか、概況調査に準じて自主調査を行うことが望ましい。</p> <p>    (1) 概況調査の対象となる特定有害物質</p> <p>        概況調査の対象となる特定有害物質（以下「調査対象物質」という。）は、次に掲げる概況調査の区分ごとにそれぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>        ア 条例第39条第1項及び第2項の規定により行う調査</p> <p>            特定有害物質等取扱事業者が取り扱い、又は取り扱っていた特定有害物質とする。</p> <p>        イ 条例第39条第3項及び第4項並びに第39条の2第2項の規定により行う調査報告を求められた特定有害物質とする。</p> <p>        自主調査については、1の方法に準じて調査を行った結果、土壌又は地下水の汚染のおそれがあると認められる特定有害物質とする。なお、汚染のおそれの有無を推定するために有効な情報を入手することが困難である場合は、自主調査を行おうとする土地の土壌又は地下水の状況を代表すると認められる1以上の地点において特定有害物質による汚染の状況を調査することにより、調査対象物質を選定することとしても差し支えない。</p>	<p>第2 土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の状況等の調査</p> <p>1 略</p> <p>2 汚染の状況の調査</p> <p>    条例第39条第1項から第4項まで及び第39条の2第2項の規定により行う調査（以下「概況調査」という。）は、次のとおり行うものとする。なお、概況調査は、指定調査機関に委託して行うことが望ましい。</p> <p>    また、自主調査を行おうとする者は、特別の定めがある場合のほか、概況調査に準じて自主調査を行うことが望ましい。</p> <p>    (1) 概況調査の対象となる特定有害物質</p> <p>        概況調査の対象となる特定有害物質（以下「調査対象物質」という。）は、次に掲げる概況調査の区分ごとにそれぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>        ア 条例第39条第1項及び第2項の規定により行う調査</p> <p>            特定有害物質等取扱事業者が取り扱い、又は取り扱っていた特定有害物質とする。</p> <p>        イ 条例第39条第3項及び第4項並びに第39条の2第2項の規定により行う調査報告を求められた特定有害物質とする。</p> <p>        自主調査については、1の方法に準じて調査を行った結果、土壌又は地下水の汚染のおそれがあると認められる特定有害物質とする。なお、汚染のおそれの有無を推定するために有効な情報を入手することが困難である場合は、自主調査を行おうとする土地の土壌又は地下水の状況を代表すると認められる1以上の地点において特定有害物質による汚染の状況を調査することにより、調査対象物質を選定することとしても差し支えない。</p>

なお、次の表の左欄に掲げる特定有害物質については、当該特定有害物質が土壌中で分解して生成されるおそれのある同表の右欄に掲げる特定有害物質についても調査対象物質とする。

特定有害物質及びその分解生成物

テトラクロロエチレン	<u>クロロエチレン</u> 、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン
1, 1, 1-トリクロロエタン	<u>クロロエチレン</u> 、1, 1-ジクロロエチレン
1, 1, 2-トリクロロエタン	<u>クロロエチレン</u> 、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン及びシス-1, 2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	<u>クロロエチレン</u> 、1, 1-ジクロロエチレン及びシス-1, 2-ジクロロエチレン
<u>1, 1-ジクロロエチレン</u>	<u>クロロエチレン</u>
<u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u>	<u>クロロエチレン</u>

(2)、(3) 略

なお、次の表の左欄に掲げる特定有害物質については、当該特定有害物質が土壌中で分解して生成されるおそれのある同表の右欄に掲げる特定有害物質についても調査対象物質とする。

特定有害物質及びその分解生成物

テトラクロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン
1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン
1, 1, 2-トリクロロエタン	1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン及びシス-1, 2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン及びシス-1, 2-ジクロロエチレン
(新規)	(新規)
(新規)	(新規)

(2)、(3) 略

(4) 概況調査の方法

次の表に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表に定める方法その他同等以上と認められる方法により実施する。

特定有害物質の区分に応じた概況調査の方法

特定有害物質の区分	第1種特定有害物質 (クロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン及びベンゼンをいう。以下	第2種特定有害物質 (カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物をいう。以下同じ。)	第3種特定有害物質 (シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル及び有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)をいう。以下同じ。)
-----------	--	---	---

分析内容以下略

(5) 略

(4) 概況調査の方法

次の表に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表に定める方法その他同等以上と認められる方法により実施する。

特定有害物質の区分に応じた概況調査の方法

特定有害物質の区分	第1種特定有害物質 (四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン及びベンゼンを	第2種特定有害物質 (カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物をいう。以下同じ。)	第3種特定有害物質 (シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル及び有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)をいう。以下同じ。)
-----------	---	---	---

分析内容以下略

(5) 略

別表1 第二溶出量基準

特定有害物質の名称	第二溶出量基準 (単位 検液1リットルにつきミリグラム)
(略)	(略)
六価クロム化合物	六価クロムとして1.5以下
クロロエチレン	0.02以下
シマジン	0.03以下
(略)	(略)

別表1 第二溶出量基準

特定有害物質の名称	第二溶出量基準 (単位 検液1リットルにつきミリグラム)
(略)	(略)
六価クロム化合物	六価クロムとして1.5以下
(新規)	(新規)
シマジン	0.03以下
(略)	(略)